

## 64. 20

### 移転登録の申請書の取扱い

#### 1. 申請書と証明書との関係について

申請書に記載された事項と申請書に添付する証明書に記載された事項又は特許（登録）原簿に記載された事項と一致しない場合は、特登令第38条及び方式審査便覧70. 30に基づき、申請書の修正が可能であるとき等、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めるときは補正を命ずる（特登令第38条1項<sup>\*1</sup>）。また、登録の原因を証明する書面の訂正が必要となるとき等、登録の申請の不備が補正をすることができるものであると認めないときは、その申請を却下する（特登令38条3項<sup>\*1</sup>）。

#### 2. 登録の原因を証明する書面等について

##### (1) 添付書面

申請書に添付して提出する証明書面については、特許登録令及び特許登録令施行規則に定められている。これは、当該登録の申請が、真正かつ適法になされていることを形式的に証明するため、提出を要求されるものであり、次のものがある。

ア. 登録の原因を証明する書面（特登令29条1項1号<sup>\*1</sup>）

・譲渡証書、譲渡契約書、専用実施権許諾証書等

イ. 相続、合併、会社分割等の登録の原因の発生の事実を証明する書面（特登令35条<sup>\*1</sup>）

・戸籍謄本、住民票、遺産分割協議書、登記事項証明書<sup>注1注2</sup>、権利承継証明書等

ウ. 登録の原因についての第三者の許可等を証明する書面（特登令29条1項2号<sup>\*1</sup>）

・特許権等共有者の同意書、裁判所の許可書等

なお、登録の原因を証明する書面が執行力のある判決であるときは、登録の原因について第三者の許可等を証明する書面等は、申請書に添付する必要はない（特登令29条2項<sup>\*1</sup>）。

また、登録の原因について第三者の許可等を要する場合において、申請書にその第三者が記名し、押印したときは、第三者の許可等を証明する書面を申請書に添付する必要はない（特登令29条3項<sup>\*1</sup>）。

エ. 登録上の利害関係人の承諾書等

オ. 代位原因を証明する書面（特登令31条<sup>\*1</sup>）

カ. 代理権を証明する書面（委任状については、その写しを含む。）（特登施規13条の5<sup>\*2</sup>）

##### (2) 特許庁長官が提出を命ずる書面

特許庁長官は、登録の申請の手続について必要があると認めるときは、相当の期間を指定して次の書面の提出を命ずることができる。

また、特許庁長官は、請求により又は職権で、指定した期間を延長することができるが、また、この期間の延長は、その期間が経過した後であっても、特許庁長官が指定した期間の満了の日（当該満了の日が特許法第3条第2項の規定の適用を受けるときにあつては、同項の規定の適用がないものとした場合における当該満了の日）の翌日から2月以内に限り、請求することができる。請求による期間の延長は、期間延長請求書によりしなければならない。（特登令30条<sup>\*1</sup>、特登施規13条<sup>\*2</sup>）（→04.10、04.12）

ア. 申請人が外国人であるときは、その国籍を証明する書面。

イ. 申請人が外国人である場合において、その外国人の属する国（告示で定める国を除く。）がパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は日本国と特許に関して相互に保護すべきことを約した国でないときは、次に掲げる書面のいずれか一。

a. 同盟国又は加盟国のうちの一国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するときは、これを証明する書面。

b. その外国人の属する国において日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているときは、これを証明する書面。

c. その外国人の属する国において日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているときは、これを証明する書面。

ウ. 申請人が法人であるときは、法人であることを証明する書面。

エ. 戸籍若しくは住民票の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又はこれに準ずべき書面。

### 3. 申請書又は添付書面の押印又は署名

(1) 特許登録令第29条第3項に規定する申請書の印並びに特許登録令施行規則第10条<sup>\*3</sup>、実用新案登録令施行規則第2条の3及び商標登録令施行規則第4条に規定する様式のうち押印を必要とする申請書及び添付書面の印は、本人確認できるものでなければならない（→14.10）。

(2) 特許登録令施行規則第10条<sup>\*3</sup>、実用新案登録令施行規則第2条の3及び商標登録令施行規則第4条に規定する手続のうち押印を必要とする添付書面を特例法施行規則別表第1の2に掲げる特定手続とともに、特例法施行規則第13条第3項に規定する方法により特許庁長官に提出する場合は、その押印に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない（特例施規13条の2第1項）。押印を必要とする申請書を電子情報処理組織を使用して提出する場合は、特例法施行規則第13条第2項に定める方法により、本人確認を行うこととする。

- (3) 外国人<sup>注3</sup>は、特許登録令第29条第3項に規定する申請書の印並びに特許登録令施行規則第10条、実用新案登録令施行規則第2条の3及び商標登録令施行規則第4条に規定する様式のうち押印を必要とする申請書<sup>注4</sup>及び添付書面への押印に代えて署名をすることができるが、当該署名は本人確認できるものでなければならない(→14. 20)。

(改訂令和8・5)

---

※<sup>1</sup> 特登令29条、30条、31条、35条、38条：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用（特登令38条1項6号を除く）

注<sup>1</sup> 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。また、申請人（承継人）の欄に記載した法人以外に係る「登記事項証明書」について添付することを要しないこととする場合には、申請書において、当該法人に係る商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は商業登記法第7条に規定する会社法人等番号を記載する。（特登施規様式第8備考5）

注<sup>2</sup> 被承継人と承継人との間に複数の分割の事実があるときは、申請書において、当該届出に係る承継の事実を「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。（特登施規様式第8備考6）

※<sup>2</sup> 特登施規13条、13条の5：実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用

※<sup>3</sup> 特登施規10条：実登施規3条3項（第6項を除く）、意登施規6条3項（第6項を除く）、商登施規17条3項（第2項、5項及び6項を除く）において準用

注<sup>3</sup> 外国に住む日本人についても同様とする。

注<sup>4</sup> 当該申請書に係る署名は、日本に住む外国人に限る。